

住民投票の流れ

投票事案の発生



代表者証明書の
申請・交付



署名の収集・
署名簿の提出



住民投票実施の請求



住民投票実施の
決定・実施



投開票・結果公表



投票結果の尊重

住民投票の対象事項は？

- 将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項

住民投票の請求資格者、投票資格者は？

18歳以上で日本国籍を持つ人、定住外国人とする

※ただし、引き続き3か月以上

・明石市の住民基本台帳に記録されている人に限る

- これからのまちづくりを担う若い人たちの意見を広く聞く必要があるため、年齢要件は18歳以上

- 住民投票は市の施策について市民の意思を確認するためのものであるため、同じ地域で生活をしている定住外国人（特別永住者や永住者、その他引き続き3年を超えて日本に在住する人）も含める

署名の収集方法は？

- 署名簿に署名、署名年月日、住所、生年月日を記載。押印は不要
- 署名の収集期間は2か月間

住民投票実施に必要な署名数は？

- 投票資格者の6分の1以上

市民への情報提供は？

- 市が保有する情報を、市広報紙・ホームページなどで投票資格者に対して提供
- 公平性・中立性に十分配慮

投票が成立するための要件は？

- 住民投票の成立要件を設けない
- 開票についても要件は設けず、必ず結果を公表

住民投票の結果の取り扱いは？

- 明石市自治基本条例第14条第2項の規定により、市長等および市議会は、住民投票の結果を尊重